

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>福井高等学校</p>	<p>下記の契約について、随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、随意契約の方法により契約を締結していた。 また、請書を徴取後、金額に変更が生じていたにもかかわらず、変更契約等の手続を行っていなかった。</p> <p>契約名称：大阪府立福井高等学校校内便所清掃委託業務</p> <p>1 契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 2 請書の金額：1,097,800円 3 支払額：1,097,712円 4 契約方法：随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和7年5月1日付け改正前の大阪府財務規則】 (随意契約の限度額) 第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 250万円 (2) 財産の買入れ 160万円 (3) 物件の借入れ 80万円 (4) 財産の売払い 50万円 (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月6日）